

平成18年11月22日

各課等の長 殿

財政課長

平成19年度予算編成に対する基本的な考え方について（依命通達）

平成19年度予算編成に対する基本的な考え方については、目下のところ国の予算、地方財政計画など未確定であるが、現段階における経済の動向、地方財政及び町財政の見通しのうえにたち、今般別添のとおり「平成19年度予算編成に対する基本的な考え方」が定められたので、その趣旨にのっとり予算見積りを行なわれない。

平成 19 年度予算編成に対する基本的な考え方

日本の経済は、全体として緩やかに改善しているといわれているが、なお先行きについては、国内外の経済情勢などに引き続き留意する必要があるとされている。また、国においては、地方交付税改革、税源移譲を中心とした地方分権を推進するとともに地方歳出を厳しく抑制する方針である。

一方、国及び地方の財政状況は、ともに未曾有の借入残高を抱え決して良好とはいえない。国の債務残高は、平成 17 年度末で 827 兆円、地方の借入残高（交付税特会借入金等含む）は、平成 16 年度末で 201 兆円ありきわめて厳しい状況である。また、少子高齢社会による社会保障費の増大は承知のとおりである。このような状況から地方財政は、事業の再構築や簡素で効率的な行財政システムに取り組み、その健全化が最重要課題になっている。

以上の点から平成 19 年度の町財政を見込むと、予想以上に厳しいものがある。

歳入面では、税源移譲及び定率減税全廃による個人町民税の増加が期待できるところであるが、税源移譲及び定率減税の影響分として交付されていた所得譲与税、地方特例交付金（児童手当分等除く）及び減税補てん債は皆無となる。地方交付税においても、新交付税による算定方法の動向に注視する必要があるが、現在総務省の 2007 年度地方財政仮試算によると交付税試算額は出口ベースにおいて対前年度 2.5% の減となっている。国においては地方の一般財源は相対的に確保しているといっているが、あくまでも行政改革等を前提としているものであり、地方交付税においては確実に前年度以下になり他の交付金等も増加は見込める状況ではなく、本年度も前年度と同じく一般財源の不足が予想されるところである。

歳出面においては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費や一般経常経費の一般財源に占める割合が高く厳しい財政運営を強いられることが予想されるが、限られた財源の中で新町建設計画等に係る事業実施計画の的確な推進が求められる。

今般、北海道のある市において財政再建団体を選択したことによる自治体の経営が問題となっている。国においては財政破綻再生法を検討しており、今後ますます自治体の自己決定、自己責任による財政運営が求められてきているところである。このため、全職員一丸となって、経営者意識をもち叡智を結集し次の方針により平成 19 年度予算を編成するものとする。

- 1、現在総合計画を策定中であるが、当初予算編成にあたっては、新町建設計画を基本としている事業実施計画のローリングを中心にした予算編成とする。

2、国県支出金については、国県等の予算が未確定であるため、制度の新設改正が確実なものを除き、原則として現行制度により編成すること。ただし、補助金等が廃止され交付税算入される場合を除き、廃止、圧縮に係わる一般財源振替は行なわないものとする。

3、地方債においては、各会計の残高が多額になっているため発行の抑制を図り、実質公債費比率等の指標に配慮しつつ、交付税措置等のある有利な起債をおこなうものとする。

4、厳しい財政を踏まえつつ優先度、緊急度を十分に吟味したうえで予算に反映させるものとする。

5、既存の事務事業については、事業の必要性、事業効果、行政と民間の適切な役割分担、合併効果など総合的な見地から検討を加え、廃止、縮小、整理統合、効率化を図り限られた財源を重点的に配分するものとする。

6、経費削減にあたっては、全庁あげて努めるものとし、事業に伴う経費から物品の購入、資料の印刷等事務費に至るまで、徹底的に見直しを図ることとする。

7、町単独補助金については、民間との役割分担等の観点から補助目的、行政効果、行政負担のあり方等を十分に検討して、廃止、統合、メニュー化、終期の設定、融資制度の切り替えなど整理合理化を積極的に進める。

8、繰出金、貸付金についても、その必要性、緊急性、事業効果等を徹底した見直しを行うものとする。

9、新規施策事業については、スクラップアンドビルドの原則に基づき、既存事業の徹底した見直しを行なったうえで計上するものとする。

以上をふまえて、次のとおりとする。

平成 19 年度当初予算は、年間総予算を前提に編成するものとし（略）次のとおり見積ること。

投資的経費、新規ソフト事業においては、新町建設計画に係る事業実施計画のローリング中から政策的課題を熟慮したものを見積もること。

財源、必要度及び緊急度を考慮した上で査定していくものとする。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は、所要額とする。

ただし、状況に応じて査定することもあり得る。特に、扶助費においては、人数等の基礎数値をしっかりと把握すること。また、見直しができるものについては、事前に町長及び関係各課長と協議をしておくこと。

義務的経費を除く経常経費

合併後一年を経過しており経費節減を目指し昨年と同様に一般財源ベース各費目 対前年度 10 %の減額を目標にしてもらいたい。

事業見直しについては、各課等で事前に町長、企画課長、財政課長及び関係各課長と協議をしておくこと。

特別会計、企業会計も上記のとおり厳守すること。

特別会計への繰出金が多額になっているため、各会計においては使用料などの収入の確保を図り収支の均衡を図ってもらいたい。

平成 19 年度より地方債の許可制限比率に変わる基準「実質公債費比率」が、従来は普通会計のみでなく、特別会計、企業会計、及び一部事務組合も含めた総合的な基準になったため事業実施のさらなる計画性が求められる。(略)

医療給付費及び介護給付費等においても、伸び率等勘案して編成すること。

その他

予算が絡む事業変更または突発的事項等については、多額な財源の確保も必要になる可能性があるため調整会議にかけ担当課だけの判断をしないこと。